

奈良市行財政改革重点取組項目懇話会開催要項

(趣旨)

第1条 平成30年度から平成32年度までを計画期間とする奈良市行財政改革重点取組項目（以下「重点項目」という。）を策定し、実施するに当たり、学識経験者等からの幅広い意見を聴取するため、奈良市行財政改革重点取組項目懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 重点項目の策定に関すること。
- (2) 重点項目に基づく施策の推進及び効果検証に関すること。
- (3) その他重点項目に関し市長が意見等を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) その他市長が適当と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して懇話会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めることができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、財政課において処理する。

(施行の細目)

第6条 この要項に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

この要項は、平成30年 6月20日から施行する。

(施行期日)

この要項は、平成31年 4月 1日から施行する。